

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年7月8日 20時30分ごろ
発生場所	沖縄県与那原町当添漁港北方沖 当添港北防波堤灯台から真方位332°600m付近 (概位 北緯26°11.8′ 東経127°46.4′)
事故の概要	漁船第一光和丸は、航行中、干出岩に乗り揚げた。
事故の経過	令和6年7月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時、潮高 約191cm（那覇）
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、船長が操舵室に立ち、GPSプロッターを作動させ、手動操舵（リモコン操舵）により、約5.5ノットの対地速力で、氷の補給等のため与那原湾の奥にある当添漁港に向け、目視で主に船首方の見張りを行いながら、沖縄県南城市知名崎北方沖を西進していた。</p> <p>船長は、当添港北防波堤灯台（以下「本件灯台」という。）の灯光及び本件灯台西方にある顕著な建物（以下「本件建造物」という。）の明かりを確認した。</p> <p>船長は、与那原湾内に錨泊船4隻の灯火を視認したので、それぞれの船舶を避けるように北方沖を航行していたところ、目標としていた本件灯台の灯光を見失った。</p> <p>船長は、左舷方に本件建造物の明かりが見えたので、本船の位置に疑念を抱き、慌ててGPSプロッターの画面を拡大し詳細を確認したところ、本船が意図しない位置にいることが分かり、左転しようとしたものの、本船は、当添漁港北方沖の干出岩（以下「本件干出岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、後進で本船の自力離礁を試みたが、離礁できなかったため、所属の漁業協同組合に電話連絡をして救援を要請し、同漁業協同組合が海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、その後、所属の漁業協同組合の手配により来援した僚船で</p>

引き出すことができず、翌朝の高潮時、再度来援した僚船により引き出され、与那原漁港にえい航された。

(図1 参照)



図1 事故発生場所概略図

船長は、当添漁港への夜間入港が初めてであったが、昼間に何回も入港していたので、同港付近の地形は把握できていると思い、また、以前乗り組んでいた漁船で、操舵手として別の港への夜間入港の経験があったので、目視による操船で入港可能と判断した。

海図W239(与那原湾)には、与那原湾西岸の約300~350m東方沖に本件干出岩が記載されている。

本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.6mであった。

分析

本船は、夜間、与那原湾を西進中、船長が、目視のみで操船を行い、GPSプロッターにより船位を確認していなかったことから、錨泊船を避けようとしている間に目標としていた本件灯台を見失い、本件干出岩に向かって航行し、乗り揚げたものと考えられる。

船長は、当添漁港への夜間入港が初めてであったが、昼間に何回も入港していたので、同港付近の地形は把握できていると思い、また、以前乗り組んでいた漁船で、操舵手として別の港への夜間入港の経験があったことから、目視による操船で入港可能と判断したものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、与那原湾を西進中、船長が、目視のみで操船を行い、GPSプロッターにより船位を確認していなかったため、錨泊船を避けようとしている間に目標としていた本件灯台を見失い、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浅所のある海域を航行するときは、適宜GPSプロッターなどにより船位を確認しながら、航行すること。・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁へ通報すること。 |
|--|--|